

地方自治体の議員定数問題・人口に応じて議員定数を定めることの自治法削除と実態

平成 23 年の地方自治法改正で、地方議会の議員定数上限を人口に応じて定めている項目が削除された。地方分権改革の中で画一的基準の撤廃は、地方自治体の「消極的自由度（国の関与の廃止）」を増す要因となるものの、積極的自由、すなわち新たな制度設計を地方自治体自ら主体的に展開する状況までには至っておらず、実態は依然として従来同様の横並び状況にある。下記の表は、平成 26 年 5 月現在の政令指定都市の議員定数の検討状況である。ここから、人口が多い市ほど、議員一人当たりの人口が多くなる傾向を持ち、人口がほぼ同じ市では議員一人当たりの人口もほぼ同じとなる、人口が増加にも関わらず、議員定数を削減する市が多い、削減は選挙の約一年前に可決することが多いなどの特徴があげられる。これらの特徴からは、定数削減に向けた世論の圧力が強いこと、しかし、定数削減の議論の根拠となるのはあくまでも当該市における人口および議員一人当たりの人口であり、独自性はなく他の状況を見ながら定めていく実態に有る。

	現行の議員定数	改選後の議員定数	備考	任期	人口(H22.10.1国勢調査推定値)	H17からの増減	議員一人当たりの人口
札幌市	68	改定しない		H27.5	1,913,545	34,000	28,140
仙台市	55	未定		H27.8	1,045,986	21,000	19,018
さいたま市	60	未定		H27.4	1,222,434	47,000	20,374
千葉市	54	50		H27.4	961,749	38,000	19,235
川崎市	60	改定しない		H27.5	1,425,512	99,000	23,759
横浜市	86	86	一増一減 (H26.3.25可決)	H27.4	3,688,773	110,000	42,893
相模原市	49	未定		H27.4	717,544	16,000	14,644
新潟市	56	51		H27.5	811,901	-2,000	15,920
静岡市	48	検討済み	(H25.3.24の選挙前に53から48)	H29.3	716,197	-7,000	14,921
浜松市	46	未定		H27.4	800,866	-3,000	17,410
名古屋市	75	75	二増二減 (H26.3.20可決)	H27.3	2,263,894	49,000	30,185
京都市	69	67	(H26.3.20可決)	H27.4	1,474,015	0	22,000
大阪市	86	未定		H27.4	2,665,314	38,000	30,992
堺市	52	48	(H25.3.17可決)	H27.4	841,966	11,000	17,541
神戸市	69	未定		H27.6	1,544,200	19,000	22,380
岡山市	52	46	(H23.9.21可決)	H27.4	709,584	13,000	15,426
広島市	55	検討中		H27.5	1,173,843	20,000	21,343
北九州市	61	未定		H29.2	976,846	-16,000	16,014
福岡市	62	未定		H27.5	1,463,743	63,000	23,609
熊本市	48	48	一増一減 (H26.3.20可決)	H27.4	734,474	-	15,302

(資料) 川崎市市議会議院運営院会提出資料より作成。

例えば、4人の定数削減を決めている千葉市議会での議論経緯を見ると、賛成意見として、他の政令市との比較や議員1人当たりの人口が最も多い緑区の現状などから、人口2万人に対する議員数は1人が適切であるという意見があり、一方で反対意見としては、議員数が減れば市民の多様な意見が吸い上げられなくなる、大政党が有利になるなどの意見が示されている。議員定数問題を考える場合、憲法の自由委任の原則を再度認識する必要がある。自由委任とは、当選した議員の活動について、憲法43条の「全国民の代表」の意味を命令委任として選挙区の意向に議員は拘束されるとは考えず、独自の政策意思に基づき活動すると考える。この点からも議員一人当たりの人口という観点で議員定数を考える上でどこまで妥当性を持つかを検証し、地方分権改革を最終的に支える新たな議員定数の理念を自ら創造する積極的自由の発揮が重要となる。